

厚岸町条例第23号

厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月26日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例

厚岸町がん予防保健事業条例（平成12年厚岸町条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 平成27年度に限り、第6条第2項第2号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる者について費用の徴収を免除する。ただし、平成22年度から平成26年度までの間において、検診を受けた者を除く。

子宮がん検診	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの者
	昭和62年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生まれの者
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの者
乳がん検診	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれの者
	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生まれの者
	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生まれの者
	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれの者
	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの者

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(徴収費用の還付)

2 この条例の施行の際、既に検診を受けた改正後の附則第4項及び第5項に規定する者から徴収した費用は、その全額を還付する。